七　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］
区分	区分
重要無線通信の種類	重要無線通信の種類
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
当該区域に係る地域の名称	当該区域に係る地域の名称
電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所を結ぶ線分の両側それぞれの幅（	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所を結ぶ線分の両側それぞれの幅（
［一～九　略］	［一～九　同上］
一〇　削除	一〇　同右
	㈠　富山県富山市新総曲輪一―七（五八）
	㈡　富山県魚津市大字本江村字鷹休場一（三一九）
	〇
	六・三
	五〇
	富山県富山市　新総曲輪、通り、千歳町、明輪町、城北町、曙町、奥井町、稲荷元町、窪本町、窪新町、上冨居、上赤江町、中冨居、上飯野、上飯野新町、新庄町、鶴ケ丘町、小西、五本榎、手屋、金泉寺、一本木、中野新
［一一～三一　略］	［一一～三一　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。